

「(仮称)古平・余市ウィンドファーム事業に係る環境影響評価方法書」に対する質問事項及び事業者回答

1. 事業全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1		相互理解等	1次	配慮書段階では「縦覧期間が終了しても、住民等からの要望があれば、アセス手続きとは別に、事業計画の理解が深まるように、適宜、説明の実施を考えております。」とのことでしたが、これまでにどのような情報提供を行ってきたか・今後どのように行っていく計画か、ご教示ください。	配慮書の縦覧終了以降、2022年12月、2023年8月に事業エリアに隣接する自治会を対象に自治会と共同主催にて、合計4回の「学ぶ会兼対話会」を実施いたしました。今後も、地元自治会及び行政等と相談をしながら、各自治会単位での対話会等を通して、本事業における住民の皆様のご理解が深まるよう丁寧に説明してまいります。
			2次		
			3次	住宅が多数ある場所が可視領域に入っていることもあり、住民等から風力発電事業への反対や懸念を示す意見が多く寄せられていることから、今後の説明会や調査等は、これらの意見を十分把握したうえで、実施してください。	拝承しました。今後の説明会や調査等は、これらの意見を十分把握したうえで、実施いたします。
1-2		図書の公表	1次	貴社ウェブサイトによると、本方法書のインターネットでの公表期間は「意見募集期間を含む2023年11月22日(水)から2024年1月12日(金)」と縦覧期間終了後も閲覧可能となっておりますが、電子縦覧図書のダウンロード・印刷は不可能となっております。図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。なお、配慮書段階では、「関係者(住民や自治体等)との相互理解促進も重要と考えており、方法書以降、知的財産保護しながらアセス図書公開期間、ダウンロード及び印刷可能な方法等の諸課題解決に向け模索・検討していきたいと考えております」とご回答いただいていたことを踏まえ、配慮書以降の検討内容がわかる回答としてください。	方法書作成にあたり、その公表方法について模索・検討させていただいた結果、アセス書については、事業者の知的財産を有する著作物であるため、印刷やダウンロードについては不可といたしました。しかしながら、関係者(住民や自治体等)との相互理解促進は重要であることから、方法書については意見募集期間中も閲覧可能とするとともに、方法書のあらましを作成しダウンロード・印刷を可能とすることで、利便性の向上に努めました。
			2次	①インターネットで公開されたページへのアクセス数をお教え頂けますでしょうか。また、その数値を見て、相互理解への効果を含めてどのようにお考えでしょうか。②地域住民との相互理解促進には、図書本体のダウンロード・印刷を可能とし、公開期間を設けることなくいつでも閲覧できる状況とすることが望ましいと考えますが、今後のご対応について、事業者の見解を伺います。	①縦覧期間中及び住民意見募集期間中(2023年11月22日～2024年1月12日)における当社ホームページの方法書掲載画面へのアクセス数については次のとおりです。 ・閲覧者数: 440人 ・閲覧回数: 832回 一方、縦覧箇所における縦覧者は13名、住民説明会参加人数は230名程度(3会場合計)であったことから、インターネットでの電子縦覧は一定の周知効果があったと考えております。 ②一次回答のとおり、アセス書については、事業者の知的財産を有する著作物であるため、印刷やダウンロードについては不可といたしました。一方、関係者(住民や自治体等)との相互理解促進は重要であることから、方法書については縦覧期間終了後も意見募集期間中は閲覧可能とするとともに、方法書のあらましを作成し縦覧期間および意見募集期間終了後においてもダウンロード・印刷を可能とすることで、利便性の向上に努めました。今後も改善策を検討し、相互理解の促進に努めます。
追加1-3		計画全体	2次	地域の景観の保全を考える上で、風力発電設備の位置・配置や意匠形態に配慮すること、地域住民との間にどれだけ合意形成が図られているかが重要であるため、風力発電設備の建設と周囲景観の保全について、地域住民への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めてください。また、周囲との調和を図るために ・北海道景観計画 ・北海道太陽電池・風力発電設備景観形成ガイドラインを参考にし、事前相談をおこなうなど、景観法の届出の手続きが順調に行えるようにしてください。	拝承しました。引き続き、地域住民への積極的な情報提供や説明などにより、相互理解の促進に努めます。また、周囲との調和を図るために北海道景観計画等を参考にし、景観関係部局と事前相談を行います。

2. 「第2章 対象事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	5	第2.2-1図	1次	風力発電機の配置が明らかにされていませんが、適切な調査方法(現地調査地点等)の検討には、風力発電機の配置の情報が必要なものもあるため、配置計画を明らかにして方法書手続を実施することが望ましいと考えますので、現段階での風車の配置計画等をご提示ください。	風力発電機の配置計画については、事業計画の熟度がまだ低いと、参考情報として審議会でご提示いたします。なお、地権者と未調整のエリアが含まれるため、非公開資料を提示いたします。
			2次	方法書段階では、図書に風力発電機の配置が示せる程度に熟度が上がっている状況で審議することが望ましいと考えますが、事業者の見解を伺います。	地権者と未調整のエリアが含まれていることから「計画熟度が低い」と表現しておりましたが、風車の設置および土地の変更の可能性のある地域を全て包含した範囲を示させていただいており、環境影響評価における適切な調査予測評価方法を検討する上での計画熟度は満たしていると考えております。
追加2-5	11、14、17	2.2.5 特定対象事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要	2次	風力発電施設や工事用道路等の具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水等について、河川管理者と打合せ願います。	拝承しました。具体的な位置が決定した段階で、工事中の濁水等について、河川管理者と打合せいたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-2	11	第2.2-2表 第2.2-2図(1)	1次	ブレード下端の高さが20~55.5mと幅が広いですが、理由を伺います。	風車仕様が決まっていないため、採用しうる仕様を網羅する形で記載しております。ハブ高さやブレード長を組み合わせた結果、幅が広がっております。
2-3	19	第2.2-5図 工事関係車両の主要な走行ルート	1次	ルートの終点を対象事業実施区域とした場合、始点をどのように設定し、ルートを決定したのかをご教示ください。 なお、図の範囲外に工事関係車両の主要走行ルートは存在しない理由がわかる回答としてください。	工事関係車両の主要な走行ルートについては、台数の多いことが見込まれるコンクリートミキサー車を想定して示しておりますが、現段階で工事会社や調達先が決定していないため、始点は近隣市町村の生コンクリート工場付近としております。今後、詳細ルートを検討し、図の範囲外においても多数の工事関係車両が走行することで主要な走行ルートとなる場合は、その範囲についても準備書にて記載いたします。
2-4	20	(5) 樹木伐採の場所及び規模	1次	樹木伐採の最小化を図ることは分かりましたが、伐採箇所、造成箇所等については可能な限り緑化を図るべきと考えます。緑化に係る事業者の見解と対応方針を伺います。	伐採箇所、造成箇所等において、工事後に使用予定のない箇所でも緑化可能な範囲は、原則、緑化する方針ですが、地形地質状況を踏まえ行政と協議し、且つ、動植物の専門家等の助言を受け、生態系への影響を可能な範囲で低減できる計画を検討いたします。
			2次	緑化の際には外来種の侵入防止も考慮する必要があると思いますが、具体的な検討事項があればお教えください。	緑化については、地域に自然分布する種および在来の自然侵入種で形成され、外来植物が過度に繁茂しないような植物資材や方法を検討しますが、具体的な手法については今後動植物の専門家の助言等を元に関係機関と協議した上で検討・実施いたします。
			3次	外来植物が過度に繁茂しないような植物資材や方法を検討するとのことですが、『過度な繁茂』とはどの程度を想定しているのでしょうか。また、緑化方法によっても外来種の侵入の仕方が異なりますが、現時点でどのような緑化を想定していますでしょうか。ご教示ください。	『過度な繁茂』とは地域の生態系に悪影響を及ぼす事が懸念される状態として、外来植物が優占しており、その被度が5(75%以上)を想定しております。また、法面・敷地等の緑化方法は種子吹付・植生シート等を想定しております。外来緑化植物は施工後の発芽・生育の速さや発芽率の高さで早期の法面被覆が可能で、防災の観点から有利となります。しかし、自然環境の保全に配慮する場合は外来種の使用は控える事が望ましく、地域の使用実績や防災対策を考慮した種子配合等を関係機関と協議を行い検討いたします。

3. 「第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	31	3. (1) 環境騒音の状況、4. (1) 環境振動の状況、4. (2) 道路交通振動の状況	1次	「公表された測定結果はない。」とのことですが、どのような資料を確認した結果、そのように判断されたのか、それぞれご教示ください。	「北海道環境白書 22」(北海道、令和5年)及び北海道庁HP、古平町HP、余市町HP、仁木町HPを確認した結果、測定結果が記載されていませんでしたので「公表された測定結果はない。」と判断いたしました。
追加3-17	34	第3.1.2-1図 主要な河川及び湖沼の状況	1次 2次	対象事業実施区域内に、普通河川が含まれることから、河川への影響が想定される場合は除外を検討してください。 また、対象事業実施区域内の普通河川については、全て河川名を記載してください。	河川への風車および道路の設置は計画しておりません。普通河川流域内の山地内土地の改変にあたっては、雨水排水施設、土砂流出防止などの防災施設を林地開発行為や国有保安林内での開発に必要な基準等を用い、関係行政と協議を行いながら計画してまいります。なお、対象事業実施区域内の普通河川の名称については、「国土数値情報(河川データ)」により把握しているものは全て記載しており、未記載のものは現状把握できておりません。未記載のものについては、今後、普通河川を管理する地元地方公共団体等に確認し、名称確認できたものについては準備書に記載いたします。
3-2	45	重要な地形・地質	1次	「積丹半島の海岸」(奇岩怪石・巨石群)と対象事業実施区域との位置関係(最近接距離等)について、ご教示願います。	方法書に記載の「積丹半島の海岸」(奇岩怪石・巨石群)の範囲は、日本の典型地形一覧の備考欄に「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」とあったため、その範囲を記載しておりましたが、典型地形位置図の範囲とは異なっていたため修正いたします。修正した「積丹半島の海岸」(奇岩怪石・巨石群)と対象事業実施区域の位置関係は別添資料3-2に示すとおりです。国道229号線に接道する対象事業実施区域の北西の一部が奇岩怪石・巨石群の範囲と重複しております。ただし、重複箇所は既存道路を利用する場所であり、奇岩怪石・巨石群に影響が及ぶような改変は想定しておりません。
3-3	56	第3.1.5-4図(2)	1次	区域周辺の沿岸域が海ワシ類の渡りのルートとなっております。このことについての、事業者の見解と、これを受けて調査手法へ反映した部分があればお示しください。	区域周辺の沿岸域が海ワシ類の渡りのルートとなっていることは認識しております。このため、渡り鳥の調査においては海ワシ類の渡り時期を考慮した上で、沿岸域にも調査地点を設けるなど、調査手法に反映しております。
			2次		
			3次	①海ワシ類の渡り時期を考慮した上で、沿岸域にも調査地点を設けるなど、調査手法に反映しているとのことですが、図書373ページの第6.2-4図(9)のSt.7が反映された調査地点で、これにより海ワシ類の飛行経路の視認範囲は事業予定地周辺を網羅できているという認識でよろしいでしょうか。また、調査時期について、図書355ページの第6.2-2表(19)の渡り鳥の調査期間は、当該地域における海ワシ類の渡り移動期としては不足があると思われるが、時期の設定に問題はないでしょうか。事業者の見解を伺います。 ②1次質問の回答で、『渡り鳥の調査においては海ワシ類の渡り時期を考慮した上で、沿岸域にも調査地点を設けるなど、調査手法に反映している』とのことですが、沿岸域に調査地点を設けること以外に反映している調査手法はどのようなものでしょうか。ご教示ください。	①海ワシ類の調査地点については、図書373ページの第6.2-4図(9)のSt.7で沿岸部の把握を行いますが、その他の定点においても確認された海ワシ類については、複数の定点と連携して飛行経路を記録しますので、視認範囲は事業予定地を網羅していると考えております。図書355ページの第6.2-2表(19)に示している渡り鳥の調査期間以外についても、同表b.希少猛禽類の調査で毎月1回、図書372ページの第6.2-4図(8)に示した定点調査時に海ワシ類の記録も同様に行うため、時期の設定としては問題ないと考えております。 ②上記にも記載していますが、b.希少猛禽類の調査で毎月1回、図書372ページの第6.2-4図(8)に示した定点調査時に海ワシ類の記録も同様に行います。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-4	57	第3.1.5-4図(3)	1次	区域周辺に、夜間の渡りルートがあることが示されています。夜間の渡りの状況は正確な把握が難しいと思われるのですが、どのように渡りの状況を把握していくのか、調査手法への反映状況をお示ください。	夜間の渡り鳥については、主にボイスレコーダーを使用した鳴き声による種の確認を行う予定です。また、可能な範囲で日の出前、日没後の薄暮の時間帯に目視確認に努めることを検討しております。
			2次		
			3次	ボイスレコーダーでは、大多数を占める夜間に鳴かない鳥の調査は難しいことから、暗視機器を用いて調査を実施すべきではないでしょうか。事業者の見解を伺います。	夜間の渡り鳥については、目視確認及びボイスレコーダーを使用した鳴き声による種の確認を行う予定ですが、ボイスレコーダーでは、鳴かない鳥の確認は困難です。事業者としても、夜間に鳴かない鳥の把握も重要であると考えており、出来る限り把握するため目視確認については、日の出前、日没後に1時間程度を目安に実施いたします。 なお、視覚的な調査として暗視機器による調査もありますが、目視確認と比べ以下の短所があるため、目視確認にて実施することで考えています。 ①暗視機器による調査は、視野範囲が狭く対象となる鳥を視野に捕らえることが難しい。 ②暗視機器で鳥を視野に捕えられたとしても目視確認と比べ、画像が白黒であり、不鮮明であることが多く、種の識別が非常に困難である。 ③暗視機器による調査時、機器の視野に急に満月などの光が入ると使用者の目に危険であり、そのため月齢により使用可能な日数が限定される。
3-5	83	現存植生図(拡大版：西部)	1次	古平町側にある「造成地」の由来及び現在の状況を伺います。	造成地には、もともと古平町営牧場がありましたが、令和元年に用途廃止されて現在に至ります。現在の植生は主にオオヨモギ群落・放棄牧場草本群落、ササ群落(V)、ササシラカンバ群落となっております。
3-6	88 89	②調査内容表【調査地域】	1次	①「中部エリアは(中略)尾根部は全面的に植生自然度が高いと判定されたため、事業エリア検討対象から除いた。」とありますが、本図書での対象事業実施区域においても現存植生図では尾根沿いに植生自然度9の区域が広がっています。予備判読において、北部エリア及び南部エリアが中部エリアと異なる結果となった理由を伺います。 ②今回、南部エリアが事業の対象から外れた理由を伺います。	①中部エリアは、北部エリア及び南部エリアと比較し、より高標高でハイマツ群落等の高山植生が面的に広がって分布していたのに対し、北部エリア及び南部エリアはそのような高山植生がまとまって分布しておらず、林道沿を中心に植生や落葉広葉樹の二次林タイプの分布が見られたためです。 ②地理的分断により、両エリアで共通して利用する設備等がなくなり、一体的に計画・管理することは、事業実施上メリットが少ないと判断したため、南部エリアを本事業の対象から外しました。
			2次	自然度9の地域が相当な面積を占めてるように見えますが、植生・二次林にのみ風力発電機を配置することでしょうか。風力発電機配置検討に当たっての事業者の検討方針をご教示ください。	先行調査に基づく現存植生図による植生自然度(北部エリア)を第3.1.5-18図に示しております。現時点では現存植生図から、自然度9を避けて配置できる可能性があるかと判断しており、今後の現地調査結果に基づいて、最終的に自然度9と判断される場所は回避するような配置を検討いたします。別添資料2-1の風車配置について、現存植生図と重ね合わせたものに修正いたしました。
			3次	自然度9の場所を回避しても、隣接した場所に風車を設置すると、ヤードほか開削面からの影響、例えば風当たりや日照など環境の変化による影響は受けませんか。どの程度の離隔を取るのか、或いは影響について調査する考えはないのか、伺います。	ご指摘のとおり、自然度9の境界部に風車を設置した場合は、ヤードほか開削面から風当たりなど直接の影響は受けることが考えられます。このため、周辺地形から予想される風当たりなどによる直接の影響を低減するために、周辺の植生やその他環境要素の調査結果、並びに土木設計上の安全性や施工性などを総合的に勘案し、可能な限り離隔をとった配置の検討を行います。
3-7	89	第3.1.5-13表	1次	①「植生判読・植生図作成」に記載されている、代表的な植生区分において行った植生調査は、この表に記載されている18地点で行った「植生調査(優占種調査)」のことを指しているという認識でよろしいですか。 ②植生調査の結果として、18地点でそれぞれどのようなデータが得られたのか、お示し願います。	①ご認識のとおりです。 ②植生調査の結果は、別添資料3-7に示すとおりです。
			2次	①1次質問時にご提示いただいた別添資料3-7によると、自然度の高い森林が多く、胸高直径からはもはや二次林とはいえない巨木もありますが、このような森林のあるエリアであっても事業を実施するのでしょうか。 ②1次質問時にご提示いただいた別添資料3-7の添付の表について、優占種しか記録されておらず、素表も常在度表も組めないことから、厳密な群落区分はできないのではないのでしょうか。また、調査区面積に記録がありませんが、データがあればご教示ください。 ③植生調査の区数が少ないこと、記録は優占種のみであり群落区分ができず、調査内容として不十分ではないでしょうか。低木層や草本層の記録がない調査区が複数あることに加え、10月という調査時期や林床植生の出現種の少なさを含め、事業者の見解を伺います。	①ご指摘の胸高直径が大きい巨木は、自然林(エゾイタヤ・ミズナラ群落)として整理しており、風車の設置は避ける方向で検討しております。引き続き、今後の詳細調査結果や専門家のご意見を踏まえ、巨木の位置を把握し自然度を見極めた上で、事業範囲を検討してまいります。 ②今回の植生調査だけで厳密な群落区分はできないと考えておりますが、少しでも現状に近い植生の状況を把握するため、環境省の優占種調査の手法を用いました。今後は、組成調査を行い、地域の特性やバイオマスを加味した上で、凡例決定していきたいと考えております。また、調査区面積は概ね20~30m四方となります。 ③本植生図は準備書段階の現況調査、影響予測のための植生図ではなく、事業エリアの検討を行うためのものです。検討を行うための植生図として、既存資料の1/5万植生図では情報が古いので、新たに作成いたしました。調査地点数や、調査時期の設定については、今後の現況調査による精査は必要なものの、優占種調査により可能な限りの群落区分を行い、事業エリア検討に活用できたと考えております。引き続き、詳細な現況調査を行い、その結果を踏まえて自然性が高いエリアを避けて風力発電施設の配置を検討したいと考えております。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-8	96	第3.1.5-17図	1次	詳細が分かりにくくなっていますので、拡大図を提供願います。	拡大図を別添資料3-8に示します。
			2次	95ページの図を見ると、優占種調査地点は西側に偏っていますが、なぜ東側の優占種調査は実施していないのでしょうか。また、以降の対象事業実施区域及びその周辺の植生図の東側エリアは、優占種調査をせずに作成したということでしょうか。	当該区域は低標高の海側から高標高の山側に向かって植生タイプが変化し、植生自然度も高くなる傾向があると推察しております。また、東側は植林等の人為影響が多い一方、天狗岳に至る西側の尾根は自然性が高いと予想されました。そこで、より自然性が高いエリアでサンプリングを行うことが重要と考え、西側エリアで優占種調査を行いました。現段階では東側は西側の結果を踏まえた空中写真判読で概略の植生を把握できていると考えております。今後、詳細な現況調査を行い植生判読の精度を高めてまいります。
3-9	100	第3.1.5-18図	1次	現存植生図による植生自然度を示していますが、P85-87にある現存植生図よりも明らかに植生自然度9の場所が少なく見えます。この理由についてご教示ください。	植生自然度9の場所が少なく見える理由として以下が考えられます。 ・P85-87にある植生自然度図は調査年次が1979年で1981年発行の1/5万植生図が元になっていますが、その後の植生変化（特に林道沿いの森林整備事業等）が反映されていないためです。 ・判読スケールの違いによるためです。（1981年発行の植生図の判読スケールが1/5万に対し、今回の植生判読は1/1.5万で実施しています。これについては、P88に記載の「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について（環生多発第1603312号）」（環境省自然環境局生物多様性センター、平成28年3月31日）では1/5万植生図を使用する場合も含めて植生自然度を利用する際の注意事項として、「植生自然度は作成した植生図のスケールで考案した植生の相観に基づく尺度であり、スケールが異なれば解釈も異なるものになる。例えば、1/5万植生図では自然度8としていた植生（群落）が、現地調査に基づく詳細な図では自然度8と自然度7に分けられることもある。」とあります。） ・上記出典において、「北海道の1/5万植生図のエゾイタヤーシノキ群落（自然度9）が、1/2.5万植生図では広範囲にシラカンバーミズナラ群落（自然度7）と接しており、植生の内容はあまり変わらないのに自然度が異なることがある。」と記載されており、当該地もこれに当てはまると考えられるためです。
			2次	①自然植生度の変更について、判別する縮尺が2倍になっても元の判断のコアとなる部分は存在するため、このように「劇的」に変わり得るとは考え難いですが、見解を伺います。 ②お示しいただいた文献では、『現地調査に基づいて作成する詳細な植生図を基に、植生自然度2.5万を参考にしながら、利用者が適切な自然度を当てはめる』と記載されています。別添資料の植生調査の結果では、相当の地域で自然度の高い森林であることが示されており、基本的に環境影響評価は高い自然度の方で進めるべきと考えますが、事業者の見解を伺います。	①1次回答のとおり、「1/2.5万植生図を基にした植生自然度について（環生多発第1603312号）」（環境省自然環境局生物多様性センター、平成28年3月31日）では1/5万植生図を使用する場合も含めて植生自然度を利用する際の注意事項として、「北海道の1/5万植生図のエゾイタヤーシノキ群落（自然度9）が、1/2.5万植生図では広範囲にシラカンバーミズナラ群落（自然度7）と接しており、植生の内容はあまり変わらないのに自然度が異なることがある。」とあり、当該地もこれに当てはまると考えられるためです。参考として、当該地に一番近く、標高配分も類似し、1/5万植生図としてはエゾイタヤーシノキ群落（自然度9）が多くを占める「644012、歌棄」（1/5万図幅コード、図幅名）における1/5万植生図と1/2.5万植生図の比較図を別添資料3-9に示します。1/5万植生図ではエゾイタヤーシノキ群落（自然度9）が多くを占めますが、1/2.5万植生図では、シラカンバーミズナラ群落（自然度7）が置き換わって多くを占めており、現地の実情を踏まえて評価を行う必要があると考えております。 ②基本的に環境影響評価は高い自然度の方で進めるべきと考えております。サンプリングは基本自然度の高い林分を対象として実施していますので、現時点で安全側の判断をしております。今後の現況調査で可能な限り網羅的に調査を行い、毎木調査等バイオマス等の観点も含めて、植生の自然性の評価を行い、影響予測を行う予定です。
			3次	シラカンバーミズナラ群落は、時間が経過すると自然度9のミズナラ林(エゾイタヤーミズナラ群落)になりますので、その点も踏まえて調査を実施してください。	拝承しました。 時間経過による群落変化も踏まえて調査を実施いたします。
3-10	107	重要な群落	1次	「積丹半島海岸断崖植物群落」と、対象事業実施区域との位置関係（最近接距離等）について、ご教示願います。	「第3回自然環境調査（昭和63年）Web-GIS 特定植物群落（石狩・胆振・後志（総合）振興局）」（環境省生物多様性センターHP、 http://gis.biodic.go.jp/webgis/ ）の地理情報データを確認したところ、「積丹半島海岸断崖植物群落」と対象事業実施区域との最近接距離は約20mです。近接している対象事業実施区域は既存の道路となります。なお、風力発電機設置想定範囲との最近接距離は約1.9kmです。
追加3-18	119-124	3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次		
			2次	「地域の良好な景観資源・主要展望地」において、仁木町の「地域の良好な景観資源」リストにワインドウ畑（旭台地区）・そば畑（銀山地区）が追加される予定なので、第3.1.6-2表 景観資源に追記することを検討願います。	仁木町に具体的な位置等を確認した上で、準備書において第3.1.6-2表に追記することを検討いたします。
3-11	119	3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	古平町、余市町及び仁木町にヒアリングしたとのことですが、出典にはヒアリングの情報がなく、どのような意見があったのか判断できないので、それぞれの町からどのような意見があったのか、参考に教示願います。	古平町役場と仁木町役場へのヒアリングの結果、特に意見はありませんでした。余市町役場へのヒアリングでは、眺望点として民間の観光農園への言及がありましたが、同エリア内かつ対象事業実施区域により近い公共施設（余市農道離着陸場）を眺望点に選定いたしました。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加3-19	139 ~ 142	3.2.2 土地利用の状況 2. 土地利用規制の状況	1次	<p>①農地法に基づく農地転用許可及び農業振興地域の整備に関する法律に基づく開発行為許可については、配慮願います。</p> <p>○農地法に基づく農地転用許可 事業予定地が、農地法に規定する農地又採草放牧地である場合は、同法に基づく農地転用許可が必要であるため、当該地の現況地目について、農業委員会と十分調整願います。</p> <p>○農振法に基づく開発行為許可 事業予定地が、農業振興地域の整備に関する法律に規定する農用地区域内である場合は、区域内での開発行為は規制されているので、市町村農振法担当部局と十分調整し、地域農業の振興に支障が生じないように配慮願います。</p> <p>②対象事業実施区域及びその周囲は、地域森林計画対象民有林であり、1haを超える開発行為（土地の形質を変更する行為）をする場合、知事の許可を受ける必要があります。（古平町内においては、古平町長の許可を受ける必要があるため、古平町産業課農政係と打合せすること。）</p> <p>なお、次に該当する場合は、上記許可に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要がある。（古平町内においては、古平町長が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要がある。）</p> <p>【新規許可の場合の審議会諮問基準】</p> <p>(1)開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 (2)開発行為に係る森林面積が10ha未満であって、全体計画の一部についての申請である場合は、全体計画の開発行為に係る森林面積が10ha以上のもの。 (3)開発行為に係る森林の全部又は一部が、水資源保全地域にあるもの。（R5.12現在、対象事業実施区域内に水資源保全地域がある。） ③対象事業実施区域は、都市地域、農業地域及び森林地域に掛かっています。 土地利用基本計画図の変更がある場合は、所定の手続きが必要となりますので留意願います。</p>	<p>①既に所轄部署に農地である牧場の利活用について協議を行っており、現在は牧場内の農業振興地域と本事業計画地の重複について調査を行っております。 当該地の地目や利用実態を踏まえ、所轄部署や農業委員会と協議を行い、農地法並びに農業振興地域の整備に関する法律に沿って適切に対応を行ってまいります。</p> <p>②③既に後志総合振興局並びに古平町の所轄部署には検討状況に応じた情報提供や協議を行っております。 今後も各種検討及び調査結果による開発行為の詳細設計を行うとともに、所轄部署との連携を図り、必要に応じた適切な諸手続きを行ってまいります。</p>
			2次		
3-12	145	第3.2.3-1図 河川等の利用の状況	1次	<p>①豊浜浄水場及び豊丘浄水場の取水地点について、集水域が事業実施想定区域に含まれており、水源水質への影響が懸念されますが、影響の回避又は低減に対する事業者の見解をご教示ください。</p> <p>②白岩町飲料水供給施設は、地下水を水源としていることですが、余市町白岩地区水資源保全地域が事業実施想定区域と重複しており（194ページ）、水源水質への影響が懸念されますので、影響の回避又は低減に対する事業者の見解をご教示ください。</p> <p>③水道水源管理者である余市町との協議状況及び今後の協議に係る事業者の見解をご教示ください。</p> <p>④梅川水系にある農業用水取水地点の上流は事業実施想定区域内に位置しており、水源水質への影響が懸念されますが、利水者との協議状況及び今後の協議に係る事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①造成工事の際に一時的に裸地が発生することで降雨時に河川等へ濁水が流入する可能性がございますが、沈砂池等の環境保全措置を講じるとともに河川から十分な距離を離隔することで、周辺河川への影響の回避、低減に努める工事計画といたします。また、今後、周辺河川の調査を行い、河川への影響予測及び評価を実施いたします。</p> <p>②本事業では地下水脈に影響を与えるような大規模変化は行わない計画ですが、水脈に影響を与えないよう関係機関と協議の上、適切に工事を実施いたします。</p> <p>③余市町経済部商工観光課を通して水道管理者に対して情報提供をしています。今後も継続して情報提供・協議を実施いたします。</p> <p>④昨年、農業協同組合に事業に関する説明をしています。今後も継続して情報提供・協議を実施いたします。</p>
			2次	<p>対象事業実施区域及びその周辺には水道用水等の取水地点が複数存在するため、工事にあたっては、確実に、各取水施設の管理者と事前に協議願います。</p>	<p>拝承しました。 工事にあたっては、確実に各取水施設の管理者と事前に協議いたします。</p>
3-13	149	2 地下水の利用状況	1次	<p>井戸の詳細な位置に関する情報は得られなかったとのことですが、157ページの住宅の配置の概況図からは、事業実施想定区域内及びその周辺に住居等が確認されます。これらの住居等において飲用井戸を利用している場合、その水質への影響は懸念されないでしょうか。事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>工事中の造成による一時的な濁水の発生については沈砂池等の対策により濁水等が外部に流出しないような措置を講じること及び地中まで至る造成箇所は基礎杭に限定され地下水脈に及ぼす影響は極めて小さいと考えられることから、飲用井戸への影響はほとんどないと考えております。</p>
3-14	151	第3.2.4-1 主要な道路の状況	1次	<p>番号①、③、⑧及び⑩について、「調査区間」と「工事関係車両の主要な走行ルート」との重複状況がわかる図を別添資料としてお示しください。</p>	<p>「調査区間」と「工事関係車両の主要な走行ルート」との重複状況は別添資料3-14に示すとおりです。</p>
3-15	178 181	c. 自動車騒音の要請限度 c. 道路交通振動の要請限度	1次	<p>規制地域は、対象事業実施区域内にはないとのことですが、大型資材等の搬入車両の主要なルート、及び工事関係車両の主要な走行ルートが規制地域内に位置するのかわ、それぞれご教示ください。</p>	<p>工事関係車両の主要な走行ルートは規制地域内に位置します。工事関係車両の主要な走行ルートと規制地域は別添資料3-15に示すとおりです。また、大型資材等の搬入車両の主要なルートについても小樽市、岩内町、共和町、倶知安町の一部に規制地域の指定があります。</p>
追加3-20	193 214ほか	⑥北海道水資源の保全に関する条例 (4) ①森林法に基づく保安林の指定	1次	<p>対象事業実施区域及びその周囲に水資源保全地域及び水源かん養保安林が存在しているため、当該地域内の土地の利用に当たっては、条例に基づく基本指針及び地域別指針に配慮するとともに、工事等実施の際は汚染等の影響が出ないよう水資源の確保や水質保全のための適正な配慮を行っていただきます。</p>	<p>拝承しました。 当該地域内の土地の利用に当たっては、条例に基づく基本指針及び地域別指針に配慮するとともに、工事等実施の際は汚染等の影響を回避低減するよう水資源の確保や水質保全のための適正な配慮を行います。</p>
			2次		

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加3-21	211	2.(3)① 第3.2.8-36表 (1)「北海道景観計画」に基づく届出対象行為(一般区域)	1次 2次	「北海道景観計画」に基づく、一般区域での風力発電設備の届出対象行為の規模は高さ15メートルですので、修正してください。	準備書においては、「北海道景観計画」に基づく、一般区域での風力発電設備の届出対象行為の規模は高さ15メートル」に修正いたします。
追加3-22	214 215	3.2.8 環境の保全を目的として法令等により指定された地域その他の対象及び当該対象に係る規制の内容その他の環境の保全に関する施策の内容 2. 自然関係法令等 (4) 国土防災関係 ① 森林法に基づく保安林の指定	1次 2次	対象事業実施区域内及びその周囲は、保安林に指定されているので保安林を避けて計画すること。なお、一部保安林の区域が記載されていないので、区域を確認して記載してください。 やむを得ず保安林内での計画が必要な場合は、国有保安林は所轄の森林管理署、民有保安林は後志総合振興局産業振興部林務課と速やかに打合せをすること。 また、次に該当する場合は、保安林の転用に係る解除に際し、知事が北海道森林審議会に諮問し、答申を受ける必要がある。 【保安林の転用に係る解除の場合の審議会の諮問基準】 ※林野庁所管の保安林におけるものを除く。 ① 転用に係る面積が1ha以上のもの。 ② 転用に係る面積が1ha未満であって、次に該当するもの。 ・ 転用の目的、態様等からして、国土保全等に相当の影響を及ぼすと認められるもの。 ・ 森林審議会の諮問を要する林地開発行為の許可と一体となつて、保安林の解除を要するもの。	国有保安林内の計画については、引き続き所轄の行政機関と協議を実施してまいります。 なお、改めて保安林の区域を確認したところ、対象事業実施区域外に位置する国有林の土砂崩壊防備保安林の区域が記載されておりませんでした。国有林の土砂崩壊防備保安林の区域を記載した図面を別添資料追加3-22に示します。
追加3-23	214 220	3.2.8 2. 自然関係法令等 (4) 国土防災関係 ⑥ 山地災害危険地区調査要領に基づく山地災害危険地区	1次 2次	対象事業実施区域及びその周囲には、「山地災害危険地区調査要領」(平成18年7月林野庁)に基づく、山地災害危険地区が存在しており、土砂災害の発生のおそれがあることから、山地災害危険地区へ影響しない場所への施設計画を検討すること。	山地災害危険地区へ影響しない場所への施設計画を基本方針として検討いたします。当該地区での改変が避けられない場合、地形の改変は必要最低限とするともに、地形の改変により法面が発生する場合には、現地調査、地質調査等で土質を把握して適切な法面補強等を検討の上、関係行政と協議のうえ対策工を検討いたします。対策工等で対応出来ない場合、当該地区での改変は行いません。
3-16	221 222	図 土砂災害危険箇所指定状況 図 国土防災に係る指定区域等の指定状況	1次 2次	土石流危険渓流について、古平町側の風力発電機設置想定範囲の南端部がこの区域と重複していますが、風力発電機設置の範囲から除外していない理由を伺います。	土石流危険渓流については、法的な制限のないエリアのため風力発電機設置の範囲から除外していませんが、今後詳細設計の中で、関係行政と協議し当該土石流危険渓流内での風車設置を避けることを基本方針として検討いたします。
追加3-24	223	第3.3.9-1表	1次 2次	環境緑地保護地区等の項目で、学術自然保護地区が抜けているので追加してください。	学術自然保護地区を追加した表3.2.9-1表を別添資料追加3-24に示します。

4. 「第4章 計画段階配慮事項ごとの調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------

5. 「第5章 配慮書に対する経済産業大臣の意見及び事業者の見解」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------

6. 「第6章 対象事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-1	316	第6.1-6表	1次	放射線の量について、「空間放射線量率の高い地域は確認されていない」とありますが、P127に記載されている結果からそのように判断された根拠をご教示ください。	「泊発電所周辺の安全確認等に関する協定に基づく環境放射線の測定結果 令和3年度(北海道、令和4年)」によれば、平成25年4月～令和3年3月における過去の測定値の範囲は下記のとおりです。 ・ 古平町浜町: 月平均19～34nG/h、最大値105nG/h、 ・ 余市町朝日: 月平均23～42nG/h、最大値131nG/h、 ・ 仁木町西町: 月平均20～38nG/h、最大値147nG/h P127に記載している令和3年度の結果はいずれも月平均は上記の範囲内であり、最大値は超えていないことから、高い地域は確認されていないと判断いたしました。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-2	317	6.2.3稼働中及び計画中の風力発電事業との累積的影響について	1次	<p>①騒音について、315ページでは、影響要因の区分が複数該当しますが、累積的影響に関しては、どの影響要因の区分を対象に検討するのか、理由も含め事業者の見解をお示しください。</p> <p>②累積的影響の項目並びにその手法について、どのように検討することを想定されているか（参考文献や専門家等へのヒアリング実施有無など）をご教示ください。</p> <p>③他者事業の情報入手について、他の事業者との協議状況及び今後の協議に対する事業者の見解をご教示願います。</p> <p>④対象事業実施区域周辺における事業（21ページ）には既に運転開始している事業が2事業ありますが、これらとの累積的影響についても今後検討する（方法書において調査・予測・評価の具体的な内容を記載する必要はない）と判断された理由をご教示ください。</p>	<p>①騒音の累積的影響については、他の風力発電施設と本事業の風力発電施設が同時に稼働することが想定されることから「施設の稼働」を対象に検討いたします。</p> <p>②累積的影響については、現在計画中の風力発電事業に関する熟度の高い事業計画等の情報が得られる場合には、「風力発電所の環境影響評価の実施に係る事例集（平成29年12月 環境影響評価審査の検証風力発電所事例集検討委員会）」に記載のとおり、環境要素ごとに整理するとともに、最新知見で得られる情報や専門家ヒアリングを基に実施することを検討いたします。各項目の現時点の整理は以下のとおりです。なお、現在計画中の風力発電事業に関する情報は方法書P21, 22のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音、超低周波音：他事業の風力発電機の配置、騒音パワーレベル等の情報を可能な限り入手し、施設の稼働に伴う騒音、超低周波音の累積的な影響を評価する。 ・風車の影、景観：他事業の風力発電機の配置、サイズ等の情報を可能な限り入手し、供用後の風車の影、景観の累積的な影響を評価する。 ・鳥類：他事業の風力発電機の配置、サイズ等の情報を可能な限り入手し、供用後の衝突確率について累積的な影響を評価する。 <p>③現段階で他事業者との協議は開始しておりませんが、今後現地調査の結果も踏まえ、協議申し入れを検討しております。</p> <p>④既に運転開始している2事業との累積的影響については予定しておりますが、現時点で他事業者と協議を開始しておらず、どういった情報が得られるか定かでないため、今後検討するとして具体的な記載は行っておりませんでした。準備書では具体的な内容を記載したいと考えております。なお、既に運転開始している事業の影響については現況調査において現況に含まれる形で得られると考えております。</p>
			2次	<p>①1次質問の②に関し、工事関係車両の主要な走行ルートの利用期間が他事業と重複することが生じた場合にどのような対応を想定されているか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>②1次質問の④に関し、「既に運転開始している事業の影響については現況調査において現況に含まれる」と回答されていますが、騒音の現況調査においては、周辺他事業の風車が稼働している時に測定されるということでしょうか。</p>	<p>①現在計画中の風力発電事業に関する熟度の高い事業計画等の情報が得られ、かつ、利用時期及び工事関係車両の主要な走行ルートの利用期間が他事業と重複する場合、他事業の情報を可能な限り収集し累積影響を評価いたします。</p> <p>②現時点で他事業者と協議を開始しておらずどのような状況で測定が可能か不明ですが、騒音の現況調査は、環境省「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に従い、有効風速範囲における残留騒音の測定を行うため、周辺他事業の風車が稼働している状況を想定しております。</p>
6-3	327	第6.2-1表(11) 専門家等からの意見の概要及び事業者の対応	1次	<p>参考文献としていくつか例示がありますが、これらの文献は確認されたのでしょうか。</p> <p>また、専門家が「着目するとよい」としている種の中に、シャコタンオオルリオサムシ等が挙げられていますが、こちらについて文献等による調査を行っているのでしょうか。</p>	<p>専門家から例示された参考文献については入手できた「完本北海道蝶類図鑑」（北海道大学出版会、2016）については確認しております。その他、北海道トンボ研究会、道南昆虫同好会の会報等については現時点で入手できておらず確認できておりません。専門家から「着目するとよい種」のうちオオゴマシジミ、シャコタンオオルリオサムシ、アイヌキンオサムシについては収集した文献で確認されております。「着目するとよい種」については、専門家のアドバイスに留意した上で現地調査を実施する予定です。</p>
6-4	332	第6.2-1表(16) 【水質】	1次	<p>①専門家等からの意見において、古平川下流の下水処理場処理水の放流口の位置も考慮しておいた方がよい、とありますが、「考慮する」とは具体的にどのような対応が望ましいという意見であったのかをご教示ください。</p> <p>②また、現地踏査では放水している状況は確認できなかったとのことですが、下水処理場は現在稼働していないということでしょうか。現地踏査結果を踏まえ、専門家等意見に対しどのような対応をされたのかをご教示ください。</p>	<p>①専門家に具体的には以下のご意見をいただきました。「降雨時調査時に下水処理場からの排水流量・濁りが高いようであれば、調査地点を上流へ変更した方がよい。」</p> <p>②下水処理場は稼働しておりますが、処理場からは暗渠により古平川へ排水されていると考えられ、現地踏査時には排水先を確認することができませんでした。今後の対応としては、古平町下水道管理センターへヒアリングを行い排水先を特定し、降雨時に安全性が確保できる調査地点の設定可否について検討したいと考えております。</p>
			2次	<p>1次回答の②において、「調査地点の設定可否について検討」とされていますが、いつまでに検討するのか、そのように考える理由も含め、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>余市地域気象観測所における1991年～2020年の月間平均降水量を確認すると、降雪時を除き降水量が多くなるのは7月以降であるため、それ以前に実施する平水時調査の春季調査までに調査地点の設定可否を検討したいと考えております。</p>
			3次	<p>調査地点の設定可否を検討されていますが、降雨時に安全性が確保できる地点が確認された場合には、調査地点を設定すると解してよろしいでしょうか。</p>	<p>安全性が確保できる地点が確認できれば、調査地点を上流へ変更して実施いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-5	333 339	第6.2-2表(1)、(7)調査、予測及び評価の手法【交通騒音/振動】	1次	2.(1)の【現地調査】について、発電所に係る環境影響評価の手引(令和2年11月 経済産業省)では、「天気、風向・風速、気温、湿度についても調査する。」とされていますので、これらの項目を調査することに対する見解をお示しください。	ご指摘の調査については文献調査の一環として、交通騒音・振動の調査時の天気、風向・風速、気温、湿度を最寄の気象観測所よりデータ収集いたします。
6-6	334 340	第6.2-2表(2)、(8)調査、予測及び評価の手法【交通騒音/振動】	1次	5.(1)の【現地調査】について、 ①「平日及び土曜日」とされていますが、日曜・祝日は工事関係車両の出入りはないと解してよろしかったでしょうか。また、22時～6時の間は工事関係車両の出入りはないと解してよろしかったでしょうか。 ②「道路交通騒音(振動)」の状況を把握できる日として、具体的にどのような日を選定されるのかをご教示ください。	①原則、日曜日は休工の予定ですが、祝日は工事を実施する可能性があります。平日等と比較し工事車両台数は少ないため、影響は軽微であると考えております。また、風力発電機本体の大型パーツの輸送時等ごく限られた期間に交通量の少ない22時以降の夜間に実施する場合はあります。大型パーツの輸送は加速・停止の少ない低速での走行であり、走行台数も想定できる最小限の台数の輸送であること及び一時的であることから、影響は一時的かつ軽微であると考えております。 ②環境省の「騒音に係る環境基準の評価マニュアル(道路に面する地域編)」に基づき1年を代表すると思われる、交通量が平均的な状況となる日を選定いたします。具体的には天候等が安定している秋季もしくは春季と想定しております。
			2次	1次回答の①について、発電所に係る環境影響評価の手引では、調査地域に関し、「一般車両台数に比べ、工事用資材等の搬入に用いる自動車の割合が大きいルート」とされています。このため、祝日の一般車両台数を把握しなければ影響が軽微であるかの判断はできないのではないのでしょうか。改めて、祝日に現地調査を実施する必要がないとする根拠をお示しください。	祝日については工事関係車両の通行は少ないと考えておりますが、祝日の一般車両台数についても参考に交通量を把握いたします。
			3次	祝日については、交通量を参考に把握するのみとされていますが、把握した交通量を基に工事関係車両台数の割合を確認し、当該割合が大きくなる場合には予測及び評価の対象とする必要はないのでしょうか。事業者の見解をお示しください。	祝日については、把握した交通量を基に工事関係車両台数の割合を確認し、当該割合が大きくなる場合には予測及び評価の対象といたします。
6-7	335	第6.2-2表(3)、調査、予測及び評価の手法【建設騒音】	1次	5.(1)の【現地調査】について、「騒音の状況を把握できる時期及び期間」として、具体的にどのような期間を設定するのをご教示ください。なお、季節に対する見解や土曜・日曜・祝日を休工とするかを含めた回答としてください。	現地調査時期としては天候が安定している季節で設定いたしますが、夏季は蝉の声等の影響が大きいため春季または秋季に実施する予定です。また原則、日曜日は休工の予定であるため、それ以外の曜日に調査いたします。
			2次	発電所に係る環境影響評価の手引では、調査期間等に関し、「1～4季について平日又は休日、或いはその両日」とされています。このため、1季のみの調査を妥当とする根拠、及び土曜・祝日に調査を実施する必要がないとする根拠をお示しください。	建設騒音の現地調査時期は1次回答のとおり、天候が安定している季節で設定いたしますが、夏季は蝉の声等の影響が大きいため春季または秋季に実施する予定です。春季と秋季では季節的に影響する音源がないため音環境に大きな違いがないと考えております。なお、環境騒音の現地調査では四季調査を実施するため、春季、夏季、秋季の状況の違いについても把握できると考えており、冬季については方法書に記載のとおり休工の予定としております。土曜・祝日については一般的に事業活動なども小さいことから現況の環境騒音は小さいものと考えられ、環境基準の維持と達成に支障をきたさないものと考えております。
			3次	「環境基準の維持と達成に支障をきたさないもの」と考えているとのことですが、建設騒音の影響を受けると想定される範囲に環境基準が設定されている地域はないのではないのでしょうか。 また、図書に記載の「実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討」するに当たっては、現況を適切に把握した上で、予測・評価をしなければ適切な評価結果とはならないのではないのでしょうか。 環境省作成の環境アセスメント制度のあらましにおいて、『環境影響評価法では、事業者が目標を設定し、この目標を満たすかどうかの観点からの「目標クリア型」環境アセスメントではなく、(中略)環境影響をできる限り回避、低減するといった視点からの「ベスト追求型」環境アセスメントを行うこととしています。』と記載されていることも踏まえ、改めて事業者の見解をお示しください。	調査・予測地点は環境基準の設定がされておませんが、参考として「騒音に係る環境基準について」に規定された専ら住居の用に供される地域のA類型または主として住居の用に供される地域のB類型の基準との整合性について検討いたします。また、環境騒音の現地調査結果により休工予定の冬季を除く、春季、夏季、秋季の音環境の違いについても確認できるため、現況を適切に把握できると考えております。その上で、参考とする環境基準との整合性のみならず、環境保全措置を講じる等、建設機械の稼働に伴う騒音の影響が実行可能な範囲内で回避又は低減されているかを検討いたします。
6-8	336	第6.2-2表(4)、調査、予測及び評価の手法【建設騒音】	1次	10.(2)において、「騒音に係る環境基準について」に規定された基準との整合性について検討されるとしていますが、「発電所に係る環境影響評価の手引(令和2年11月 経済産業省)において検討するとされている「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」との整合性に関する評価は不要と判断された理由をご教示ください。	「発電所に係る環境影響評価の手引(令和2年11月 経済産業省)に記載の評価の手法には『「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」(昭和43年厚生省・建設省告示第1号)との整合性が図られているかを検討する(騒音規制法に基づき指定区域が定められていない地域を除く)。』とあります。対象事業実施区域は指定区域に定められていないため、「特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準」との整合性に関する評価は不要と考えておりますが、本事業においては生活環境を保全する観点から「騒音に係る環境基準について」に規定された基準との整合性について検討いたします。
			2次	調査地点は、類型指定がされていない場所ですが、「騒音に係る環境基準について」に規定された基準との整合性をどのように検討されるのかをご教示ください。	調査地点は住居が立地することから、騒音に係る環境基準の専ら住居の用の供される地域のA類型または主として住居の用に供される地域のB類型の基準値を参考として検討いたします。
6-9	337	風況	1次	風況観測塔による風況データ収集は、どの程度の高度で行われるのでしょうか。	約60m高さの風況観測塔を標高約660m地点に建設いたします。風向計、風速計は、地表から30～57mの複数高さに設置しデータ収集する予定です。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-10	338 341	第6.2-2表(6)、(9)調査、予測及び評価の手法【施設騒音/超低周波音】	1次	5. (1)【現地調査】について、 ①施設騒音と超低周波音の調査期間は同一期間とするかについて、ご教示ください。 ②72時間の測定において、平日及び休日の測定とすることをご教示ください。なお、回答にあたっては、そのように判断された理由をあわせてご教示ください。	①騒音と超低周波音の調査は基本的には同一期間に実施いたします。 ②測定期間は、環境省「風力発電施設から発生する騒音等測定マニュアル」に従い、有効風速範囲における残留騒音の測定として有効な日数として昼夜間とも3日間以上確保できる期間とし、平日・休日問わず実施いたします。
6-11	338 342	第6.2-2表(6)、(10)調査、予測及び評価の手法【施設騒音/超低周波音】	1次	10. (2)において、古平町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例施行規則による事業規制条件(196、197ページ)との整合性について評価する必要がありますでしょうか。事業者の見解をご教示ください。	「古平町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との調和に関する条例」に基づく評価も実施いたします。
6-12	342	第6.2-2表(11)調査・予測地点の設定根拠(大気環境)	1次 2次	①道路1～3地点について、どの規制地域区分に位置するのをご教示ください。 ②環境1～4地点は全て風力発電機設置想定範囲との位置関係を元に設定されていますが、対象事業実施区域内に住居等が存在することを踏まえ、建設機械の移動による影響を把握する地点として、十分な地点が設定されていると考える理由をご教示ください。 ③風力発電機設置位置を絞り込んだ結果、風力発電機に最近接となる住居等が変更となる可能性があると考えますが、施設騒音・建設騒音の調査地点の変更に対する事業者の見解をご教示ください。 ①1次回答の②に関し、予測対象時期等は「建設機械の稼働による騒音に係る環境影響が最大となる時期とする。」とされています。住居等への影響が最大となる時期は、道路幅に係る工事の位置によって変動する可能性もあると考えますが、予測対象とする時期はどのように設定されるのをご教示ください。 ②1次回答の③に関し、風力発電機の位置が変更となった場合、風力発電機の位置によっては、最寄りの住居等ではなくても、複数の風力発電機の影響を受けることにより最寄りの住居等よりも影響が大きくなる住居等が生じる可能性も想定されます。このような場合、最寄りの住居等だけでなく、影響が最も大きくなる住居等も評価の対象とされるのか、理由も含め事業者の見解をご教示ください。	①道路1,2は騒音規制法に基づく規制区域の第3種区域に、振動規制法に基づく規制区域の第2種区域に指定されており、道路3は区域の指定はされていません(「騒音・振動・悪臭規制地域マップ」(http://edb.pref.hokkaido.lg.jp/hkdssa/SSA_map.aspx?city_code=01408)より)。 ②現地調査の地点としては、対象事業実施区域の北・南・西方向で設定した環境1～4において現状の騒音状況を把握できるものと考えております。建設機械の稼働による影響については、調査・予測地点のみならずコンター図(等音線図)を示すことで、周辺住居等への騒音影響を網羅的に把握できると考えております。 ③施設騒音の影響については、調査地点を風力発電機設置想定範囲から南を除く各方向に最寄りの住居等を設定しておりますので、基本的に最寄りの住居等が変更となる可能性はないものと考えておりますが、変更がある場合はその地点での予測評価を行います。建設騒音の影響については②のとおりコンター図(等音線図)を示すことで、周辺住居等への騒音影響を網羅的に把握することを考えております。 ①建設機械の稼働による騒音予測は、工事期間中について工事計画に基づき工種・工区ごとに月別の建設機械の稼働台数を設定し、騒音レベルの寄与が最大となる時期を予測対象といたします。 ②1次回答のとおり、施設騒音の影響については、調査地点を風力発電機設置想定範囲から南を除く各方向に最寄りの住居等を設定しておりますので、基本的に最寄りの住居等が影響を最も大きくする住居に変更はないものと考えておりますが、変更がある場合は影響を最も大きく受ける住居での予測評価を行います。
6-13	343	第6.2-1図大気環境の調査位置(騒音等)	1次	①道路騒音測定地点について、国道229号と道道228号の合流区間が最も工事関係車両の交通量が多くなるのではないのでしょうか。この区間に調査地点を設ける必要はないのか、事業者の見解を伺います。 ②19ページに示された工事関係車両の主要な走行ルートの東側の部分は、本図には示されていませんが、本図には示されていない範囲に交通騒音・振動の調査地点を設定する必要はないと判断された理由をご教示ください。 ③仁木町内の国道5号沿いに交通騒音・振動の調査地点を設定する必要はないと判断された理由をご教示ください。 ④余市駅周辺の類型指定範囲内に交通騒音・振動の調査地点を設定する必要はないと判断された理由をご教示ください。 ⑤風況観測塔候補地点は、1地点のみ示されていますが、対象事業実施区域(西側)にも設置する必要はないのでしょうか。1地点が妥当であると考えられる理由をご教示ください。	「発電所アクセスの手引」には、調査地域として「工事用資材等の搬出入に用いる自動車が集まる対象事業実施区域周辺の主要なルート」を踏まえ、適切に設定する、予測地域としては「原則として、工事用資材等の搬出入に用いる自動車が集まる対象事業実施区域周辺の主要なルートのうち、一般車両台数に比べ、工事用資材等の搬出入に用いる自動車の割合が大きいルート」とされています。 上記を踏まえ、今回の騒音等調査地点を設定した根拠としては、国土交通省が実施した至近の交通量調査結果によると、騒音等調査地点と比べご指摘の区間の方が交通量が多いため、より工事車両の割合が大きいルートを調査地点として設定いたしました。 <各騒音等調査地点における交通量> ・道路1: 348台 ・道路2: 3,771台 ・道路3: 調査結果無(周辺居住者の利用が主のため少ないと想定) <交通量調査結果(抜粋)>(別添資料6-13) ①国道229号と道道228号の合流: 13,474台(推定) ②国道5号: 11,516台 道道753号: 6,055台 ③国道5号(仁木町内): 7,629台 ④国道5号(余市駅周辺(類型指定範囲内)): 10,103台 ⑤風況観測塔候補地点は対象事業実施区域内で標高の高い地点であり本事業全体の風況を把握する地点として適切であると考えております。
6-14	344	第6.2-2表(11)、調査、予測及び評価の手法【水環境】	1次	4.【現地調査】について、降雨時の採水地点数は、水質1～6、11及び補助点1～5の計12地点と解してよろしかったでしょうか。	降雨時の採水地点に水質10が欠落しておりました。採水地点数としては以下となります。 「水質1～6、10、11及び補助点1～5の計13地点」

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-15	346	第6.2-2表(13)、調査、予測及び評価の手法【水環境】	1次	5.(1)【現地調査】において、降雨時に1回計画されていますが、降雨時の採水のタイミングをどのように決定されるのかをご教示ください。	降雨時の採水のタイミングは、作業の安全性を考慮して日本気象協会が発表する古平町、余市町の雨量予測を確認し、日累計雨量30～50mmを対象に実施する計画で検討しております。また、一降雨時において採水のタイミングは、河川流量の上昇時、ピーク時、降下時の頻度とし、間隔をおいて行う複数回の調査時に、河川水位にて流量変化を確認した上で、それぞれのタイミングを抽出する計画としております。
6-16	348	第6.2-2図(1)水環境の調査位置	1次	水質1、水質4及び水質11の調査地点がある河川について、農業用水取水地点や水道用水取水地点よりも上流側に調査地点を追加する必要はないでしょうか。事業者の見解をご教示ください。	第6.2-2(1)図に示す「水質1」については、可能な限り農業用水取水地点より上流とするため、農業用水取水地点及び上流側の現地確認を行い、安全確保が可能なアクセスルートを確認の上、実施の可否を検討いたします。 「水質4」については、上流に豊浜浄水場取水地点があるものの、上流は民有地であり、地権者との調整ができていないため現地点で設定しております。 地権者と調整を行い、取水地点より上流で調査地点を設けるよう今後調整を予定しております。 「水質11」については、上流に豊丘浄水場取水地点があるものの、方法書の届出段階では降雨時に現地点より上流での調査が安全管理上困難と判断しておりました。その後の余市川浄水場へのヒアリングにより、安全にアクセス可能なルートが確認できましたので詳細地点を検討の上、取水地点より上流で設定いたします。
			2次	1次回答では、各取水地点よりも上流側に調査地点を追加することについて、いずれも今後検討するとされていますが、調査開始までに地権者との調整等を行い、各取水地点の水質への影響が把握できる位置に調査地点を設定してください。	拝承しました。 調査開始までに地権者との調整等を行い、各取水地点の水質への影響が把握できる位置に調査地点を設定いたします。
6-17	350	第6.2-2表(15)	1次	①5.調査期間等の選定の理由にて、風力発電機の稼働による風車の影の状況を把握できる時期とした、とありますが、年1回の現地調査が適切な時期についてご教示ください。 ②予測地域を風力発電機設置想定範囲から2.0kmの範囲とする根拠として平成25年にまとめられた資料を用いていますが、発電機が当時より大型化していること、また、発電機の設置位置が尾根上を想定していると思われることから、高低差により影響範囲は広くなると考えますが、見解を伺います。	①風車の影の現地調査は周辺の住居の立地状況等の土地利用状況等を把握する調査であるため、樹木が落葉して立地状況等が確認しやすい秋季に1回実施することを想定しております。 ②「風力発電所の環境影響評価のポイントと参考事例」（環境省総合環境政策局、平成25年）に示される海外の先行事例においては、風力発電設備から900m～2,000mを予測範囲とした事例が例示されるとともに、同文献に示される「Planning for Renewable Energy: A Companion Guide to PPS22」(Office of the Deputy Prime Minister, 2004)においては、風車の影の影響は「風力発電機のローター直径の10倍」の範囲で発生するとされており、本事業ではローター直径（最大158m）の10倍となる1.58kmを一つの目安として、これら文献に示される知見を参考に、それよりも広い2kmを予測範囲として設定しておりますが、今後、詳細な風力発電機の仕様を検討し、高低差により影響範囲が広くなることも考慮した上で風車の影の予測を行います。
			2次	影の影響を入射角で捉えると、風車の最大高に風車の設置場所の標高を加える必要があり、場所により高さ（比高）650m程度になります。平成25年時の風車の最大高を150mと仮定しても、比高650mの場合、同じ入射角の範囲は4倍以上の距離となります。一方で光の強さ（照度）は距離の2乗に比例して減衰します。予測範囲は適切との根拠について、入射角と照度の関係から改めて伺います。	風車の影の影響範囲については、今後、詳細な風力発電機の仕様を検討し、高低差により影響範囲が広くなることも考慮した上で風車の影の予測を行います。 光の強さ（照度）は距離の2乗に比例して減衰することは承知しておりますが、光源が遠方にある太陽光に関してこの限りではないと理解しております。
追加6-36	353-365 370-373 390-398	第6.2-2表 第6.2-4図 第6.2-6図	2次	天然記念物鳥類の繁殖の確認調査及び生息状況調査、並びにバードストライク及び移動経路阻害の可能性に係る調査等について、専門家の助言等に基づき、適切かつ十分に行ってください。専門家から追加・補足的な調査を要請された場合は適切に実施してください。これらの調査等に基づいて科学的なデータを提示し、事業計画が文化財保護法第125条第1項の保存に影響を及ぼす行為であるか否かの意見を専門家から聴取してください。事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合は文化庁と協議してください。	天然記念物については、文献調査でマガン、コクガン、オオワシ、オジロワシ、クマガラの生息があげられています。ご指摘のとおり、調査については専門家の助言等に基づき、適切かつ十分に行うとともに専門家から追加・補足的な調査を要請された場合は適切に実施いたします。また、調査結果から事業計画が保存に影響を及ぼす行為の場合は文化庁と協議いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加6-38	353-365 376-377	第6.2-2表 第6.2-4図(12) ~(13)	1次		
			2次		
			3次	風力発電機の存在や尾根への建設による影響が懸念される飛翔性昆虫及び吹き上げられる昆虫についても調査を実施していただきたいのですが、事業者の見解を伺います。	昆虫類調査の一般採集法の際に調査ルート内に尾根部や吹上が生じている環境が含まれておりますので、その中で飛翔性昆虫及び吹き上げられる昆虫についても把握いたします。なお、ブレード回転域の高さにおけるこれら昆虫類の把握は、現段階では確立された調査手法はないものと認識しており、ブレード回転域の高さにおける調査は困難と考えております。
6-18	353	調査の基本的な手法	1次	コウモリ類以外の哺乳類の捕獲法として、シャーマントラップのみを実施することとしていますが、非常に小型の哺乳類については、シャーマントラップが起動しないことがあります。過小評価を防止するために墜落かんを併用すること、また調査地点の環境によって捕獲数に大きな差が生じることなどから、墜落かんの設置数は、一地点あたり(環境区分毎に)少なくとも20~30個とすることが望ましく、また、口径を大きくするよりも、一調査地点あたりの設置エリアを広くし、設置数を増やすほうが、より良い調査が可能になると考えられます。適切な手法による調査を行うことが重要であると考えますが、調査手法に関する事業者の見解を伺います。	方法書P323の専門家の意見として「小型哺乳類の調査のために、墜落缶を用いることについては、捕獲した生物が死んでしまう可能性があるため、実施の必要性は低いと思う。」とのことであったため、調査手法として墜落缶トラップを実施しないことといたしました。墜落缶トラップを使用した場合は捕殺することが避けられないため、鳥獣保護法の理念に基づき計画していませんでしたが、哺乳類の捕殺を最小限に留める観点から、審査会等で必要と判断される場合は、哺乳類の捕殺を最小限に留める観点から、1回もしくは規模を上げて実施して、目的の小型哺乳類が捕獲されて相としての把握が十分できた段階で以降の墜落缶トラップは実施しないことを検討いたします。
			2次	①シャーマントラップはエサで誘引して主にネズミ類を捕らえる罠ですが、昆虫やミミズなどを食べるトガリネズミはエサによる誘引が困難です。シャーマントラップで徘徊中のトガリネズミ類を偶然捕獲する場合もありますが、探餌のため徘徊し歩いているところを捕らえる墜落缶トラップの方が効果的です。墜落缶トラップでは小型哺乳類の捕殺の可能性が高くなりますが、対象事業実施区域及びその周囲の状況を確実に把握し、より正確な調査を実施するためには、墜落缶トラップも使用していただきたいと考えますが、事業者の見解を伺います。 ②また、捕殺の可能性については、確認頻度を高くし、捕獲後速やかに放獣することで低減することが可能と考えられますが、確認頻度に係る事業者の方針を伺います。	①墜落缶トラップを使用した場合は捕殺することが避けられないため、鳥獣保護管理法の理念に基づき計画していませんでしたが、哺乳類の捕殺を最小限に留める観点から、春季に1回(シャーマントラップ同様16地点(20個/地点、2晩))実施し、目的の小型哺乳類が捕獲されて動物相としての把握が十分できた場合、秋季調査については墜落缶トラップは実施しないことを検討いたします。 ②墜落缶トラップを実施する際は、捕殺の可能性を減らすためにトラップの確認頻度を増やすことが考えられます。設置翌日は昼間に2回確認し、翌々日は午前中に墜落缶トラップを回収いたします。
			3次	①昆虫類の調査方法の1つであるビットフォールトラップ法でもトガリネズミは捕獲されることがあり、一晚設置した後は死亡している可能性が高く、鳥獣保護管理法の理念と矛盾することになりますが、方法書に記載のとおり調査を実施するというのでしょうか。事業者の見解を伺います。 ②墜落缶ではキツネ等による持ち去りが発生する場合がありますと考えられますが、こうしたことによる精度の低下をどのように考えている(補う)のか、伺います。	①昆虫類のビットフォールトラップについては方法書の記載のとおり実施いたします。また、トガリネズミ類を対象とした墜落缶トラップについても春季、秋季ともに実施いたします。 ②墜落缶トラップを実施する際は、トラップの確認頻度を設置翌日は昼間に2回確認し、翌々日は午前中に墜落缶トラップを回収し、確認精度の低下を防ぎます。また、墜落缶トラップはキツネ等による持ち去りが生じる可能性があることから、墜落缶トラップの持ち去りや引き抜き、噛み痕等の記録を行います。墜落缶トラップにより、トガリネズミ類が確認されなかった場合は、墜落缶トラップの持ち去り記録等を踏まえて調査結果の整理を行います。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-19	355	第6.2-2表(19) 【コウモリ以外】	1次	自動撮影法の調査時期を冬季以外としていますが、p.324の専門家ヒアリングでは、「夏と冬の撮影頻度の違いを確認すると良い」とあります。本意見を得た上で冬季を調査対象外とした理由をご教示願います。	自動撮影法(カメラトラップ)については、無積雪期である春季～秋季において連続して常時設置することにより、調査地域における中大型哺乳類相の生息状況を把握することができるものと考えております。 なお、専門家ヒアリングでは、獣害予測を検討する場合において、夏季と冬季の撮影頻度の違いについてご意見を頂いたところであります。獣害影響については、本環境影響評価における検討の対象外ではありますが、地元行政、地域住民の皆様のご関心が高い事項でもあることから、別途、獣害対象動物の生育状況について把握する予定としております。冬季の積雪期間は、先述したカメラトラップのデータ回収を行うことが困難であり、どこまでデータが取得できるかは不確定ではありますが、冬季期間中も設置・記録を継続しデータの取得に努め、専門家のご意見を踏まえた獣害影響の検討に活用することといたします。
			3次	希少猛禽類の定点観察法について、繁殖の有無などによりつがいの行動圏や飛行頻度は年によって変動することから、一般的には2営業期を含む1.5年か年の調査を実施する必要がありますとされているにもかかわらず、1年間の実施で良いとした理由をご教示ください。また、次の繁殖期の調査を追加実施するかどうかを決めるうえで、2営業期を含む1.5年の調査を実施するべきと考えますが、事業者の見解を伺います。	対象事業実施区域及びその周辺における希少猛禽類の概況を把握するため、事前に概況調査(2023.5～8)を実施しております。その結果、ハチクマ、オジロワシ、ハイタカ、クマタカ等を確認し、飛翔エリアや行動パターンの概略を把握しております。なお、オジロワシとクマタカについては繁殖に係る行動は確認されませんでした。現地指導を受けた専門家より、特にクマタカについては、当該地域では低標高地で営巣する傾向があるとの意見をいただいていることから、現時点では風力発電機設置想定範囲近辺での営巣の可能性は低いと考えております。一方で、「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方(案)(令和6年1月、環境省大臣官房環境影響評価課)」によると、1営業期目の調査結果を踏まえ「ブレード、タワー等への接近・接触の影響」、「改変による生息環境の減少・喪失の影響」、「繁殖・採餌に係る移動経路の遮断・阻害の影響」の3つの事業影響を検討した上で、2営業期目の調査有無、調査を実施する場合の調査手法、時期、回数を検討するといった調査・予測・評価の最適化検討が提案されています。 本調査においては、事前の概況調査結果や上記の基本的考え方を参考に、1営業期目の調査を実施し、その結果を踏まえて、2営業期目の調査を検討してまいります。
6-20	355	第6.2-2表(19) 【コウモリ】	1次	p.319の専門家ヒアリングに、コウモリの調査についての意見がありますが ①「1年目で録音調査を実施し、その結果を見て2年目に生息が確認された地点を集中して実施するのがよい」とありますが、そのように2年に分けて調査する予定はあるのでしょうか。 ②「録音調査は冬期も継続して通年実施するのがよい」とありますが、本意見を反映せず、冬期間の調査を実施しないとした理由をご教示願います。	①環境省総合環境政策局環境影響評価課が平成22年に行ったアンケート調査(条例アセス対象244件)によると、コウモリ類の調査の実施期間はそのすべてが1年未満であったことから、1年間実施することといたします。調査結果を踏まえ、以降の対応を検討したいと考えております。 ②冬期期間については、通常、冬季はコウモリの活動が低下するため録音調査は実施しないことが多いですが、専門家からのアドバイスを踏まえ、試行として秋季のデータを回収後、冬季期間中もパットディテクターの設置を継続いたします。翌春に冬季のデータを取得することで、可能な範囲でデータ確認を行い、影響予測に活用いたします。
6-21	356	第6.2-2表(20) 【魚類・底生動物】	1次	①魚類の調査時期は、日本海さけ・ます増殖事業協会に放流日を確認して設定したという認識でよろしかったでしょうか。 ②調査時期は6月上旬及び9月下旬頃が適している旨の専門家意見がp.326にあります。調査時期は降雪や融雪のタイミングに左右されるものと思われそうですが、専門家が最適とした時期から少しずらして調査時期を設定した理由についてご教示願います。	①詳細な放流日を現時点では確認できておりませんが、事前に放流を実施される余市郡漁協及び東しゃこたん漁協に確認の上、詳細な調査日程を設定いたします。 ②調査時期を放流日の状況、雪代増水による増水状況を鑑み、水量が安定する5月下旬、サクラマスの産卵時期も考慮に入れ10月上旬までの調査を想定し記載しておりますが、6月上旬、9月下旬も調査期間として視野に入れて実施いたします。
			2次	施設の稼働に係る鳥類への影響に関する予測手法として、環境省の手引き等に基づき、風車への衝突確率等の推定を行うことが示されていますが、この場合、個々の風車だけではなく、事業区域全体についての推定結果が得られると思われそうです。したがって、準備書段階での風車の配置の検討に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の推定結果を踏まえ、配置を検討すべきであり、また、準備書では、この推定結果を地図上に示し、推定結果と風車の配置との関係を明らかにした上で、風車の配置の考え方を説明していただきたいと思います。今後の、貴社の対応方針を回答願います。	準備書においては、風車への衝突確率等の推定結果と風車の配置との関係が分かるように図示いたします。また土地の状況、他環境要素の影響も踏まえつつ、風車への衝突の影響を回避又は低減できる配置を総合的に検討し、その結果を記載いたします。
6-22	357	予測の基本的な手法	1次	施設の稼働に係る鳥類への影響に関する予測手法として、環境省の手引き等に基づき、風車への衝突確率等の推定を行うことが示されていますが、この場合、個々の風車だけではなく、事業区域全体についての推定結果が得られると思われそうです。したがって、準備書段階での風車の配置の検討に当たっては、対象事業実施区域及びその周辺の推定結果を踏まえ、配置を検討すべきであり、また、準備書では、この推定結果を地図上に示し、推定結果と風車の配置との関係を明らかにした上で、風車の配置の考え方を説明していただきたいと思います。今後の、貴社の対応方針を回答願います。	準備書においては、風車への衝突確率等の推定結果と風車の配置との関係が分かるように図示いたします。また土地の状況、他環境要素の影響も踏まえつつ、風車への衝突の影響を回避又は低減できる配置を総合的に検討し、その結果を記載いたします。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加6-39	359	第6.2-2表(23)	1次		
			2次		
			3次	<p>①希少猛禽類の定点観察法について、1回/月、3日間の調査としていますが、調査実施日をどのような基準で決めるのか、具体的にご教示ください。また、希少猛禽類にも様々な種があります。想定される種の生態を踏まえて、この調査回数で十分である根拠をお示しください。不十分である場合は調査回数を再考してください。</p> <p>②一般鳥類のICレコーダーによる鳴き声確認について、1台/地点を二晩設置するとありますが、近年のレコーダーはバッテリーや容量等の性能が良くなっていること、天候等の影響で録音条件が悪い時もあることから、二晩に限定せず実施するべきではないでしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>①希少猛禽類の定点観察法について、「猛禽類保護の進め方(改訂版)一特にイヌワシ、クマタカ、オオタカについて」(環境省自然環境局野生生物課、平成24年12月)にクマタカの調査方法のうち行動圏調査について、「調査頻度は月に1～数回は必要である。」と記載されていることから、1回/月としています。また、連続3日間調査を実施いたしますので、天候による観察精度の低下も防げるものと考えております。</p> <p>また、毎月調査を実施することにより、様々な猛禽類種の繁殖期間が含まれているだけでなく、非繁殖期の生息状況も把握できるものと考えています。</p> <p>②一般鳥類のICレコーダーによる鳴き声確認について、1台/地点を二晩設置することとしていましたが、冬季調査を除き、天候等の影響を考慮し、解析に必要なデータ精度を確保するため、一般鳥類調査の各季調査期間中は設置することといたします。</p>
追加6-37	359 362	鳥類 「定点観察法」 第6.2-2表(27) 「定点観察法」	1次		
			2次	<p>P321の専門家等からの意見において、「『定点観察法』という記載は、ポイントセンサス(又はスポットセンサス)と記載するのが正しい。」とあるため、「ポイントセンサス」とするべきではないでしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>専門家のご指摘は「一般鳥類」の調査手法についてのご指摘で、ヒアリング時の資料では「一般鳥類」の調査手法として定点観察法を記載しておりましたが、方法書では同一の植生環境でデータを取得する「ポイントセンサス法」に修正して記載しております。なお、希少猛禽類調査、渡り鳥調査については、定点観察法の記載で間違いありません。</p>
6-23	360	ザリガニ 魚類	1次	<p>環境DNAは感度が高すぎて、現在は生息していなくても検出されてしまうことはないでしょうか。</p>	<p>流水でない淀んだ場所では、ザリガニの遺骸などがあれば、現状で生息していなくても検出される可能性はあります。このため、捕獲調査の補足調査としての位置づけで環境DNAによる調査を実施し、捕獲調査結果と合わせて、生息の可能性について総合的な判断をいたします。なお、環境DNAを採水する地点は流水がある場所とし、コンタミネーションを防ぐ対策を行い実施いたします。</p>
			2次	<p>P325の専門家等からの意見において、ハナカジカ、アメマスは環境DNAで把握できるとされているが、手法として検討しないのでしょうか。また、魚類は環境DNAによる調査手法の手引きが公開されていることから、調査手法として検討しないのでしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>ハナカジカ、アメマスは、捕獲法による調査で把握できるものと考えていますが、2季調査の内、前季で両種が確認されなかった場合は、後季で補足調査としての実施を検討いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-24	361	調査地点の設定根拠	1次	<p>① 植生凡例番号01、03、06、10、16、18、19について、風力発電機設置想定範囲に含まれていますが、候補地点1が設定されていません。同様に01、03、06、07、10、14、16、18、22については、候補地点2が設定されていません。特に自然植生のササダケカンバ群落については、当該範囲内に約20ha含まれており、調査を行う必要は無いのでしょうか、事業者の見解を伺います。</p> <p>② 他の分類群の設定根拠のように、何を把握するために候補地点を選定したのかをご教示願います。</p> <p>また、本表の面積比率と候補地点数やコドラート調査地点数の関係について、分かりやすく説明いただくことは可能でしょうか。</p>	<p>① 候補地点1及び候補地点2の設定において、植生凡例を全て網羅していないのは、環境類型毎の動植物相の把握と定量的データ取得を目的としているためであり、本表で地点設定していない植生凡例については、p363-364に示した動物踏査ルート設定根拠で示したように、ルート調査により対象事業実施区域における動植物相を把握できるものと考えております。なお、ササダケカンバ群落については、典型林分に到達することが困難と予想されることと、ササが密に繁茂していることから、捕獲法、トラップ法、自動撮影法、ポイントセンサス法には不向きと判断しております。</p> <p>② 何を把握するために候補地点を選定したのかについては、下記記載の目的と地点設定根拠のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本表のコドラート調査は、動植物の生息基盤としての植生を把握すること及び、現存植生図作成を目的として、風力発電機設置想定範囲に含まれている全ての植生凡例について2地点以上調査を実施いたします。 ・本表の捕獲法、トラップ法、自動撮影法、ポイントセンサスを実施する候補地点1及び候補地点2は、環境類型毎の動植物相の把握と定量的データ取得を目的として、風力発電機設置想定範囲に含まれている環境類型毎に3地点以上の調査を実施いたします。環境類型は本票区分にある落葉広葉樹自然植生、落葉広葉樹代償植生、溪畔林、植林、草地自然植生、草地代償植生といたします。ただし、草地自然植生は面積が小さいため2地点として計画いたしました。ただし、判断が正しいかどうか現状を踏まえた上で必要に応じて増減することを考えております。
			2次	<p>直接観察法とその他の調査法では確認しやすい種が異なっています。人間が踏査して観察する手法では確認が困難な種も多いと思われる。また、ササダケカンバ群落については典型林分に到達することが困難と予想され、ササが密に繁茂していることから、各種調査に不向きであるとの回答でしたが、であれば、本群落の動物相の調査結果の妥当性はどのように確保するのでしょうか。</p>	<p>動物相については、環境類型毎（表6.2-2表(25)に示した区分）の調査地点設定で把握できるものと考えております。ササダケカンバ群落については、環境類型区分（落葉広葉樹自然植生）で同じ区分に存在するトドマツミズナラ群落にあるT1地点をササダケカンバ群落と接する場所に移動させて実施いたします。また、動物は移動するものであり、周辺のトラップ等の調査地点でも把握できるものと考えております。</p>
			3次	<p>① 2次回答において、「T1地点をササダケカンバ群落と接する場所に移動させて実施」、「動物は移動するものであり、周辺のトラップ等の調査地点でも把握できる」と回答されていますが、移動に係る特性は種によって大きく異なっています。利用するハビタットが狭い等の理由により、適切な位置にトラップ等を設置しないと確認できない種や、特定の環境に対する変化があった場合にその影響を直接的に受ける可能性がある種を確認するためには、辺縁部1カ所での実施では不十分ではないかと考えられますが、ササダケカンバ群落の動物相の調査結果の妥当性を確保できる調査方法を検討する必要があります。事業者の見解を伺います。</p> <p>② また、群落間の境界部に調査地点を移動することで、トドマツミズナラ群落における動物相の把握が不十分になる可能性もあるのではないのでしょうか。事業者の見解を伺います。</p>	<p>① 拝承しました。調査候補地点T1をササダケカンバ群落内に設定いたします。</p> <p>② 調査候補地点T1をササダケカンバ群落内に設定いたしますが、トドマツミズナラ群落については、調査候補地点T2を設定していること、同じ環境類型区分（落葉広葉樹自然植生）のエゾイタヤミズナラ群落においても調査地点を設定しますでの動物相の把握が不十分となることはないと考えております。</p>
6-25	370-373	調査位置（鳥類）	1次	各調査地点からの可視領域（空が見える範囲、地表が見える範囲）を示した図、及びそれらを調査毎に統合したものを示してください。	各調査地点からの可視領域を示した図は別添資料6-25のとおりです。
			2次	<p>区域の東側、特に風力発電機設置想定範囲について、地表が見える範囲がほとんど確保されていません。St.4（もしくはSt.1）とSt.2の間に調査地点を追加すべきと考えますが、事業者の見解を伺います。</p>	<p>調査地点については現地踏査により設定いたしました。区域の東側の風力発電機設置想定範囲について現地検討しましたが、現地の地形的な制約上、手前の尾根や樹林等により視界が遮られ、定点調査地点として広く観察できる地点は確認できませんでした。現地調査において、東側の風力発電機設置想定範囲の上空で希少猛禽類、渡り鳥が確認された場合は、視界が狭くても当該範囲の地表部が見える地点で観察いたします。</p>
6-26	378-380	第6.2-4図(14)～(16)動物の調査位置（魚類及び底生動物）	1次	水域がわかるよう、河川等を本図に重ねた図をご教示願います。	別添資料6-26に示します。
			2次	<p>対象事業実施区域南東側の風力発電機設置想定範囲内に河川が存在していますが、こちらにも調査地点を設ける必要はないのでしょうか。調査地点に追加しなくても十分な調査結果を確認できるのであれば、その根拠をご教示ください。</p>	<p>対象事業実施区域南東側の風力発電機設置想定範囲内の河川については、上流に設定している2地点と標高、植生共に同様な環境であり、これらの結果で十分な調査結果を確認できるものと考えておりますが、河川規模（水量）等の状況を確認し、魚類の生息の可能性がある場合は、状況に応じて調査を実施いたします。</p>
6-27	379	調査位置（ザリガニ）	1次	定量採取法のルート上にある渓流域について、どの程度の水の流れば調査対象とするのでしょうか。	ルート上の沢について、表面が濡れており、ザリガニの生息可能性の高い河床環境の沢を調査対象といたします。
			2次	<p>6-23の1次回答とあわせて確認ですが、「ルート上の沢について、表面が濡れており、ザリガニの生息可能性の高い河床環境の沢を調査対象」とするが、調査を行った各地点の中から、「環境DNAを採水する地点は流水がある場所」とし、「流水でない溜んだ場所」や、十分湿っているが調査時に流水のない箇所については、定量採取法のみを行う。ということでしょうか。</p>	<p>ご認識のとおりです。サンプルの採取は、流水のある場所においてのみ実施いたします。なお、環境DNAによる調査は、定量採集法のみで生息を確認できない可能性があるため、定量採集法の補足調査としての位置づけで実施いたします。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
6-28	382	第6.2-2表(32) 調査、予測及び評価の手法【植物】	1次	「植物相の調査は早春及び晩春の2回実施するとよい」と専門家からの意見がありますが、春季調査を1回のみとした理由をご教示願います。	春季調査については、1回の想定としておりますが、標高差もあり斜面方位等で雪解けの時期が異なることから、調査ルートごとに適切な時期にずらし実施いたします。また、同じルートにおいても、斜面方位や地形により雪解けの状況が異なるため、1回の調査で早春、晩春の植物を確認できると考えております。
			2次	専門家は、重要な種(特に春植物)等の「分布」を知るためには1回の調査では不十分なので「少なくとも」2回実施の方がよいと意見しているのではないのでしょうか。事業者の見解を伺います。	春季調査は1回を想定としておりましたが、調査範囲は標高差もあり斜面方位等により雪解けの時期が異なることから、調査ルートごとに早春、春季の植物が把握できるように適切な時期にずらし、各ルートについて可能な限り2回調査を実施することを考えております。
6-29	390	2. 調査の基本的な手法 (2)【現地調査】	1次	クマタカで「ペリットが採取できた場合」とありますが、営業木の直下で調査を行うということでしょうか。	営業木の直下で調査を実施し、ペリットや餌痕跡等の採取を行うことを考えております。なお、調査による営業放棄がないよう、繁殖終了後に調査を実施する予定です。
6-30	392	典型性注目種	1次	①カラ類は、上位種の餌対象とならないのでしょうか。 ②改変エリアの利用について、ネズミ類は尾根部であれば森林であっても利用は少ないということでしょうか。	①ツミ、ハイタカ等小鳥類を捕食する小型の猛禽類では餌対象になると考えますが、今回上位種の対象とした大型猛禽類のクマタカでは主要な餌対象にならないため、上位種の餌対象とならないといたしました。また、当該地のカラ類の主な天敵はアオダイショウであると推定しております。 ②ネズミ類の改変エリアの利用については、他の環境と比較して特に尾根部が良く利用されることはないと考え、「一部該当する」といたしました。
6-31	399	第6.2-2表(42) 調査、予測及び評価の手法【景観】	1次	調査期間としている4季について、降雪や融雪のタイミングにも左右されると思いますが、それぞれ何月を想定しているのかご教示願います。	4季調査については、春季5月、夏季8月、秋季10月、冬季12月(若しくは3月)を基本に、その年の融雪等の状況を踏まえ実施することを想定しております。
6-32	400	第6.2-2表(43) 調査、予測及び評価の手法【景観】	1次	予測の基本的な手法について、「フォトモンタージュによる視覚的な表現手法により影響を予測する」とありますが、その際、地域住民や主要な眺望点の利用者に対し、フォトモンタージュを活用したアンケートは実施されるのでしょうか。影響予測の手法について具体的にご教示願います。	景観の影響予測については、主要な眺望点から撮影する現況の眺望景観の写真に、将来の風力発電機の完成予想図を合成するフォトモンタージュを作成し、現状と将来の写真と比較できるよう準備書に記載するとともに、予測対象の眺望点から風力発電機を眺望した場合の垂直視角、水平視角、景観資源の視認状況を示し、これらを踏まえ予測する予定です。フォトモンタージュを活用したアンケートは現時点では想定しておりません。
			2次	①フォトモンタージュを活用したアンケートについて現時点では想定していないとのことですが、どのような予測結果となった場合にアンケートすることが想定されるのか、事業者の見解をご教示願います。 ②フォトモンタージュ作成時は、風力発電設備が視認しやすい晴天の日を想定して作成するとともに、眺望点やゾーニング区分毎に四季(春季・夏季・秋季・冬季)を通して、人が見た印象に近いとされる焦点距離50mm(35mm フィルム換算)で撮影した写真で複数枚作成してください。	①一次回答のとおり、現段階ではアンケートの実施は想定していないため、どのような予測結果の際にアンケート実施の有無を判断するかについての考えは持ち合わせておりませんが、今後、眺望点が位置する関係自治体等とも協議の上、検討してまいります。 ②フォトモンタージュ作成時は、風力発電設備が視認しやすい晴天の日を想定して作成するとともに、眺望点毎に四季を通して、人が見た印象に近いとされる焦点距離50mm(35mm フィルム換算)で撮影した写真で作成いたします。
6-33	401	第6.2-2表(44) 景観調査地点の設定根拠	1次	ふれあい遊トピア公園を風車が視認できないとして調査地点に設定していませんが、スキー場としての利用があることを考えると、可視領域内となるリフトの終点からの眺望を踏まえて調査地点を検討する必要はないのでしょうか。	ふれあい遊トピア公園のスキー場(リフトの終点)は、可視領域内にあるものの、現在スキー場は営業休止しており、スキーシーズンにおいてもリフトが稼働しておらず、施設の維持管理がされていない状況となります。その状況下で現地調査のために立ち入ることは調査員の安全確保が困難であると考えております。 同地点からの景観影響については、比較的同じ方向に位置し、かつ風力発電機設置想定範囲に近い「仁木町民センター」及び「フルーツパークにき」にて影響評価が可能と考えております。
			2次	①ふれあい遊トピア公園は仁木町民センターやフルーツパークにきと眺望方向が一致しますが、1次質問にあるリフト終点とは標高差があり、同じ見え方にはならないこと、スキー場は閉鎖ではなく、令和7年度にリニューアルするための一時的な休止であることから、ドローンを使用した調査や町の許可を取った上で現地調査するのが望ましいと考えますが、それを踏まえて事業者の見解を伺います。 ②風力発電機の事業実施想定区域までの最短距離は約1.8kmから約8.1kmとの記述があり、事業実施想定区域周辺のニセコ積丹小樽海岸国定公園の主要な眺望点である「丸山園地」、「シリバ岬線道路(歩道)」及び「積丹縦貫線道路(車道)」等を含む眺望点からの景観に対する影響が懸念されます。想定されている風力発電機が全高最大180mと仮定した場合の垂直見込み角が1.3度から5.5度を超える様な範囲としていますが、この垂直見込み角は標高差0mの場合であり、垂直見込み角と鉄塔の見え方の知見と異なる見え方になる可能性があるため、それぞれの地域の景観の保全を考える上で、風力発電機の位置・配置や意匠形態に配慮してください。	①施設管理者に立ち入りの許可が得られた場合は、リニューアルオープン後に利用が見込まれる冬季に現地調査を実施いたします。 ②ご意見のとおり、景観影響を踏まえた上で、風力発電機の位置・配置や意匠形態に配慮いたします。
6-34	403~405	第6.2.2表(45~47) 【人と自然との触れ合いの活動の場】	1次	調査期間にある「利用状況を考慮した時期」とは、調査地点それぞれ何月頃を想定しているのかご教示願います。 また、「工事関係車両の交通量が最大となる時期」はどの工程を想定しているのかもご教示願います。	「浜中モイレ海水浴場」は海水浴シーズンである7月又は8月を想定しておりますが、各施設の施設管理者にヒアリングを行い利用者が多い月に調査を実施する予定です。なお、休業中の「家族旅行村」については、過去の利用状況の情報を収集することで把握する予定です。また、「工事関係車両の交通量が最大となる時期」は、今後検討する工事計画により決定されますが、1日の工事車両の通行が最大となる時期を想定しており、風力発電機の基礎工事に伴うコンクリート打設時が想定されます。
6-35	405	第6.2-2表(47) 【人と自然との触れ合いの活動の場】	1次	現地調査の調査地点に現在休業中の家族旅行村が選定されていますが、休業中の施設において利用状況をどのように把握する予定でしょうか。 施設の再開の目的が立っており、再開され次第調査するのか、それとも休業している状態で調査されるのかを示した上で、利用状況把握の具体的な方法をご教示願います。	施設管理者へヒアリングを行い過去の利用状況について把握する予定です。また、現地調査期間中に再開される場合は、その中で利用者数が多い月を対象に調査を実施し、過去の利用状況と合わせて調査結果を整理する予定です。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
----	---	-----	----	------	-------

7. 「第7章 その他環境省令で定める事項」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
7-1	451	第7.1-3表(24)住民等からの意見の概要及び事業者の見解	1次	本事業の「あらし」がWebで公表されていますが、印刷されたものを縦覧場所に設置するなど、インターネットを使用しなくても閲覧が可能な状態になっているという認識でよろしかったでしょうか。	本事業の「あらし」については、WEBで公表するとともに、印刷したものを縦覧場所に設置することで、インターネットを使用しなくても閲覧が可能な状態としています。また、法定説明会においても参加者全員に配布することで、方法書の幅広い周知に努めています。

8. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
追加8-1	-	環境影響評価方法書についての意見の概要及び事業者の見解 (No. 7ほか)	1次		
			2次		
			3次	<p>方法書の住民説明会にて、参加者からの質疑を記入方式により集め回答したとのことが見解概要及び事業者見解から読み取れますが、</p> <p>①説明会時の意見はどの程度集まったのか、また、内容が重複しているものを除き、集計した意見には時間内にすべて回答できたのか、参考にご教示ください。</p> <p>②事業者から事業概要を説明した後に質疑の記入を求めたのか、それとも開会前に求めたのでしょうか。もし後者であるならば、参加者は事前に事業概要を把握した上で説明会に参加する必要があることから、地域との相互理解の促進のためにも説明会の開催案内の段階で、質疑の方法の事前周知が必要と考えますが、準備書以降の説明会でも同様の形式で説明会を開催する予定なのでしょうか。事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①古平町：18件、余市町：136件、仁木町124件のご質問又はご意見をいただきました。古平町、余市町については全問回答しております。仁木町については設定していた質疑応答時間内に回答できなかった質問があったため、説明会終了後に個別対応の時間を設けて対応いたしました。</p> <p>②説明会当日の受付時に質問記入用紙をお渡しし、事業説明中または事業説明後の休憩時間での記入をお願いしました。本説明会では多数の参加者及び質問が見込まれる中、より多くのご質問に回答できる形式として「記入方式」を採用しましたが、今後の説明会の形式については今回の結果を踏まえ更なる改善と工夫を行ってまいります。</p>